

財団法人新潟県中越大震災復興基金 平成18年度 事業計画書

平成18年3月1日から平成19年2月28日まで

1 方針

新潟県中越大震災からの一刻も早い「創造的復旧」を行うため、行政が実施する取組を補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期的・安定的、機動的に進め、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させるため、次の事業を行う。

2 事業

(1) 生活対策事業（寄附行為第4条第1号）

被災者のための生活支援、健康不安の解消、福祉・医療基盤の再建、生活基盤の再建、地域コミュニティの再建及びボランティア活動の支援

(2) 住宅対策事業（寄附行為第4条第2号）

住宅の再建、宅地の防災・確保・相談及びまちづくりの支援

(3) 産業・農業対策事業（寄附行為第4条第3号）

再開資金の給付、資金・賦課金負担の軽減、共同利用施設・機械の再建、製造業の再建、商業・サービス業の再建、企業誘致の促進、農地・棚田の再生、農業の担い手の確保、畜産業の再建、養鯉業の再建、林業の再建、観光の復興及び雇用の確保

(4) 教育・文化対策事業（寄附行為第4条第4号）

児童・生徒への支援及び文化の復興

(5) その他被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業（寄附行為第4条第5号）